

【事例98】「天皇陛下の退位に便乗した悪質商法に注意！！」

【事例】知らない業者から電話があり、「平成から年号が変わる。平成天皇・皇后両陛下のアルバムを買いませんか」と勧められた。興味があったので話を聞いたところ、「本来は8万円だが、特別に3万8千円で買える」と言われたが、結局は断ったのに、一方的に自宅にアルバムが届き、夫が受け取ってしまった。支払いたくない。（70歳代・女性）

【対処法】① 天皇陛下の退位に伴って、アルバムや掛け軸の購入を電話で持ちかける事例が増えています。② つい話を聞いてしまうと、断りたくてもできにくくなってしまいます。買うつもりがなければ、早いうちにきっぱりとことわりましょう。③ 万が一注文していない商品が届いた場合は、代金を支払う必要はありませんから、受け取り拒否をして、消費相談窓口にご相談しましょう。クーリングオフなど、いろいろな場合に応じた助言を受けることができます。

※何か問題が起こったら企画課の消費相談窓口で相談しましょう。